

2019年3月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 氏の変更（改姓）について
- アフィリエイトに関する景表法による広告主の責任について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol.60



エバー総合法律事務所

# 氏の変更（改姓）について

## 1 民法上の「氏」について

氏を変更する場合として法律上定められているものは、婚姻・離婚などに伴う改姓（養子縁組も含む）があります（死後離婚についてはエバーニュースVol.46をご覧ください。ホームページにバックナンバーを掲載しています。）。このような身分関係の発生・変動などにより決められる氏は民法上の「氏」といって、夫婦及びその間の子を一つの単位として同じ氏を称するように定められています。

ご存知のとおり、婚姻の場合には、「夫又は妻の氏を称する」とされていますし、離婚に際して氏を変えた方は、婚姻前の氏に戻る（復氏）か、離婚の際に称していた氏を称することもできます。ただし、離婚の際に称していた氏を使用したいという場合には、離婚の日から3か月以内に届出が必要です（離縁の場合にも同様の規定がありますが、離縁の際の氏の継続使用のためには縁組から7年を経過していることが必要です）。

これに対して、身分の変動と関係のない呼称の変更が戸籍法では認められています。以下ではその場合について述べていきます。

## 2 戸籍法上の「氏」の変更について

### (1) 外国人と婚姻した方について

外国人と婚姻した日本人の氏は、婚姻によって変更する必要はありません。しかし、外国人配偶者の氏に変更したい場合には、婚姻の日から6か月以内に届出をする必要があります。また、外国人配偶者の氏を称するように変更した方が、離婚、婚姻の取消又は配偶者の死亡の日以後に変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その日から3か月以内に届出をする必要があります。本来、戸籍法では家庭裁判所の許可のもとに氏の変更が認められていますが、外国人との婚姻の場合については、家庭裁判所の許可は不要であり、届出のみで変更できます。

### (2) 家庭裁判所の許可に基づく変更について

氏が珍奇又は難読であり社会生活を営むのに支障がある場合や氏を強制することが社会通念上甚だしく不当と認められる場合など、やむを得ない理由がある場合には、家庭裁判所の許可によって氏を変更できます。この氏の変更の効果は、同一戸籍内にある者すべてに及びます。ですから、届出は戸籍の筆頭者及びその配偶者の双方で行うことが必要とされています（家庭裁判所の許可申請も同様です）。

### (3) 離婚に伴う子の氏の変更について

離婚によって子の氏が父又は母と異なる場合があります。例えば、婚姻によって氏を改めた妻が（夫の氏を称するという場合です）、離婚によって旧姓に戻り新しい戸籍を編成した場合に、妻が親権者になっても子の氏は夫の氏ですので（子の戸籍は夫と同じ戸籍のままです）、子と母の氏が異なる状態となります。この場合には、子の氏の変更を家庭裁判所に求め認める許可が下りれば、子の氏を変更し、母の戸籍に子に移すことができます。この場合の許可条件はあまり厳しくはなく、問題なく認められることが多いと思います。

## 3 最後に

通常、氏の変更を経験するのは婚姻や離婚と言った場合に限られ、あまり意識することは少ないかもしれません。結婚して氏を変更するのはやはり女性が多いというのが実情かと思えますので男性と女性とでは氏の変更に対する意識も違うかもしれません。仕事をされる女性が増えており、変更による不便や支障から、旧姓を通称として利用される方も増えています。仕事などでの通称使用を認める機運の高まりを感じます。海外では夫婦同姓が珍しく、日本で夫婦同姓となったのも明治以降の話であり、その前は別姓だったようです。夫婦同姓の制度について最高裁での合憲判断が出た後も、現在も継続して裁判で争われています。今後の社会情勢によっては夫婦別姓が認められる日も遠くないかもしれません。氏の変更の具体的手続についてお悩みの際にはご相談ください。

無料相談会のご案内

2019年3月20日(水)、3月26日(火)、4月3日(水)、4月10日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# アフィリエイトに関する景表法による 広告主の責任について

## 1 「アフィリエイト」について

皆さんは「アフィリエイト」という言葉をご存知でしょうか。広告の一種ですが、アフィリエイトと呼ばれる人が自分のサイトやブログで商品の情報を紹介し、その記事を読んだ人が実際に商品を購入したり、あるいはクリックすると、予め定められた条件に従って広告主から報酬が支払われるというインターネットを用いた広告の仕組みです。いまや営業におけるネット広告の効果が大きく、このアフィリエイトを使った広告の急拡大があります。もちろん不正な広告は消費者保護の観点からは防止すべきですので、法律による規制があります。具体的には、景表法（正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」と言います）による規制になります。

## 2 景表法の規制と違反について

景表法については、過去にVol.27でも紹介しましたのでご覧いただければと思いますが（ホームページにバックナンバーを掲載しています）、実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認させるような表示をする行為などが禁止されています。これに違反した場合には、措置命令として差止や防止のための必要な行為（例えば公表など）を命ずることができるとされています。また課徴金という金銭支払を命ずることもできます。

この法律の規制対象は広告主である事業者になります。アフィリエイトの場合には、広告主とアフィリエイトの間にアフィリエイトサービスプロバイダーという仲介業者が介入することが多く、アフィリエイト自身が事業者として景表法の規制対象になることはありません。そのため、アフィリエイトが報酬を得るために虚偽の記載をしたり、あるいは他から著作者に無断で画像や文章を引用したり、有名人の画像を無断で広告に利用するなど違法行為に及んでも、責任を負うのは広告主である事業者であって、アフィリエイトではありません。広告主はアフィリエイトの広告内容を知らなくても責任が及ぶ可能性があるのです。

なお、消費者庁は平成23年10月28日（平成24年5月9日一部改訂）にインターネット消費者取引に係る広告表示に関する景表法の問題点や留意事項に関してガイドラインを出しています。それでは、例えば「通常価格1万円が今であれば1,980円」など二重価格についての注意点や、十分な根拠なく効能・効果があるように誤認される表示を行わないよう注意喚起しています。実際にはこのガイドラインには収まらない多くのパターンがあり、ガイドラインに記載されていないからといって免責されるわけではありません。

## 3 広告主に対する措置命令

昨年（2018年）6月に、初めて、アフィリエイトに関するネット広告について、消費者庁が広告主の責任を追及し、景表法の課徴金の納付命令のほかに、一般消費者に違反の事実を周知させる再発防止策を命ずる措置命令を出しました。この周知方法は、広告主の商品広告内のリンクをクリックすると「お詫び」画面につながるようになっていきます。広告主や商品の著しい信頼低下は否めません。

この事例でもお分かりのとおり、事業者である広告主は、仲介業者に依頼しているからといってどのようなアフィリエイトが、どのような広告をしているかについて無関心でよいとはいえません。コンプライアンスとして、仲介業者に対してもアフィリエイトが違法な方法を講じていないかアフィリエイトの選別なども含めてチェック機能が働くように対策を講じる必要があります。

なお、アフィリエイトが景表法の責任の対象外であっても、法的責任がないわけではありません。虚偽の事実を記載したり、画像を無断転用したり違法な行為を行えば、購入者や第三者に対して損害賠償責任を負う可能性はあります。ですから、当然アフィリエイトも自らの広告活動については十分に注意する必要があります。

広告に関する法律関係でお悩みの際にはご相談ください。





# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

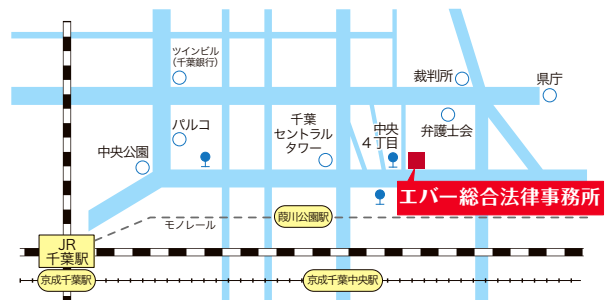
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。